



令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

第 3 準備書面

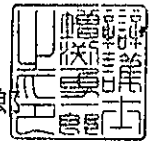
令和 6 年 2 月 27 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

被告訴訟代理人

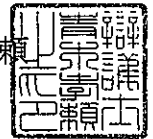
弁 護 士

増 渕 勇 一 郎



同

青 木 孝 頼



1 乙第 5 号証の数値の根拠について

乙第 5 号証の表の元となった被告の予約システムから抽出したキャンセル案件の元データのうち、第 22 期(2018 年 5 月 1 日から 2019 年 4 月 30 日まで)から第 25 期(2021 年 5 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日まで)に係るものを乙第 13 号証の 1 から 4 として提出する。

乙第 13 号証の 1 の「CXL から実施日までの日数区分」欄に「181 日以上前」と記載されている案件の合計数が乙第 5 号証の「第 22 期(2018 年 5 月 1 日から 2019 年 4 月 30 日まで)」の「合計(件)」に記載されている数字であり、いずれも 184 件で一致している。また、乙第 13 号証の 1 の「再販区分」欄の「再販あり」または「再販なし」と記載されている件数をそれぞれ合計した数字が乙第 5 号証の「第 22 期(2018 年 5 月 1 日から 2019 年 4 月 30 日まで)」の「再販あり(件)」または「再販なし(件)」欄に記載されている数字である。

同様に、乙第 13 号証の 2 から乙第 13 号証の 4 についても、各証拠の「CXL から実施日までの日数区分」欄に「181 日以上前」と記載されている案件の合計数が、そ

れぞれ、乙第 5 号証の「第 23 期(2019 年 5 月 1 日から 2020 年 4 月 30 日まで)」から「第 25 期(2021 年 5 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日まで)」の「合計(件)」に記載されている数字に一致し、それぞれ、第 23 期(2019 年 5 月 1 日から 2020 年 4 月 30 日まで)については、138 件、第 24 期(2020 年 5 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日まで)については 184 件、第 25 期(2021 年 5 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日まで)については 137 件である。

また、乙第 13 号証の 2 から乙第 13 号証の 4 までの「再販区分」欄の「再販あり」または「再販なし」と記載されている件数をそれぞれ合計した数字が乙第 5 号証の「第 23 期(2019 年 5 月 1 日から 2020 年 4 月 30 日まで)」、「第 24 期(2020 年 5 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日まで)」及び「第 25 期(2021 年 5 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日まで)」の各「再販あり(件)」または「再販なし(件)」欄に記載されている数字と一致している。

2 乙第 7 号証の数値の根拠について

乙第 7 号証として提出したデータに関し、被告の予約システムの元データのうち、第 22 期(2018 年 5 月 1 日から 2019 年 4 月 30 日まで)から第 25 期(2021 年 5 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日まで)のデータを抽出したものを乙第 14 号証の 1 から乙第 14 号証の 4 として提出する。

なお、被告においてデータを再度確認したところ、乙第 7 号証として提出した表の基礎となるデータの登録上、一部重複して登録されている案件があったため、乙第 14 号証の 1 及び乙第 14 号証の 4 については当該重複したデータについて削除を行っている。なお、第 23 期(2019 年 5 月 1 日から 2020 年 4 月 30 日まで)及び第 24 期(2020 年 5 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日まで)には重複されている案件は存在しなかったため、乙第 14 号証の 2 及び乙第 14 号証の 3 の数値は乙第 7 号証として提出した表の数値と一致する。

上記の重複したデータを削除した後の第 22 期から第 26 期までの「組数」、「初回

売上(合計)」、「初回粗利(合計)」、「粗利率」、「平均売上」及び「平均粗利」のデータを、乙第 15 号証として提出する。

3 逸失利益の金額の訂正について

「2 乙第 7 号証の数値の根拠について」にて記載した、重複したデータの削除に伴い、被告第 1 準備書面の「第 8 被告の主張」第 3 項に記載した、逸失利益の額に変化が生じることから、被告第 1 準備書面の「第 8 被告の主張」第 3 項を以下の通り訂正する。なお、当該訂正による逸失利益の算出額に対する影響は軽微であり、被告の主張に何らの影響を与えるものではない。

「本件と同様に結婚式場の解約金条項が改正前の消費者契約法第 9 条第 1 号に該当するかが争点となった判例(最決平成 27 年 9 月 2 日(受)平成 27 年第 897 号)では、消費者契約第 9 条第 1 号に規定する平均的な損害には、逸失利益が含まれると判示されている。そして、逸失利益の額の算定においては、①解除時の見積額に粗利率を乗じた額から、損益相殺として、②解除時の見積額に粗利率を乗じた金額に本件挙式披露宴実施契約が解約された後に同一の日時に再販売された割合(以下「再販率」という。)を乗じた金額を控除して算定するという枠組みを採用している。以上の枠組みを元に、本件において被告に生じる逸失利益の額を算定すると、被告の披露宴会場において 2018 年 5 月から 2023 年 4 月までの間に実施予定であり、かつ、挙式披露宴当日より起算して 181 日前までに解約された案件の披露宴の 1 件当たりの見積額の平均額は 2,270,628 円であり、同期間中の当該案件に係る被告の粗利率は約 46.4%である(乙 7)。そして、同期間中において、披露宴当日より 181 日より前に解約された案件についての再販率は 43.7%である(乙 5)。従って、被告に生じる逸失利益は $2,270,628 \text{ 円} \times 46.4\% - 2,270,628 \text{ 円} \times 46.4\% \times 43.7\% \approx 593,160 \text{ 円}$ となる。当該金額は、披露宴当日より 181 日より前の時点で顧客が本件挙式披露宴実施契約を解約した場合の解約料である申込金 20 万円相当を上回るものである。従って、本件解約料条項を適用した場合の解約料は本件挙式

披露宴実施契約が解約されることにより被告が被る平均的な損害額を下回っており、
本件解約料条項は消費者契約法第9条第1項第1号に抵触するものではないこと
は明らかである。」

以 上